人員に関する運営規程の変更について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 採用及び退職が随時あるため毎月の従業者の員数が異なっています。運営規程に、従業者の員数を記載していますが、変更がある度に変更届出書の提出が必要でしょうか。 | 人員基準を満たしたうえでの、従業者の員数・職種・職務の内容の変更については、その都度、変更届出書の提出を求めていませんが、少なくとも毎年度に１回は、運営規程を改正し、変更届出書を提出してください。  なお、有資格の従業者についてもこれに準じた取り扱いとしますが、変更内容が加算及び減算の算定に影響する場合は、変更届出書及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）を期限内に提出してください。 |
| 2 | 運営規程では介護職員10名としていますが、職員の退職に伴い3か月前から9名で運営しています。  職員を募集していますがなかなか確保できません。  この場合は運営規程の変更が必要となりますか。 | 事業所として介護職員10名が基本的な職員体制であり、補充するために職員の募集を行っているのであれば、運営規程を変更する必要はありません。  ただし、職員の確保が見込めないと判断した場合は、運営規程を変更し、変更届出書を提出してください。 |
| 3 | 運営規程において、従業者の員数を「介護職員〇名以上」と規程してもよいでしょうか。 | 最低基準を満たす範囲において、「〇名以上」と規程することを認めています。  この場合、例えば「介護職員5名以上」と規程していて、5名から6名になったとしても変更届出書の提出は不要です。 |
| 4 | 運営規程において従業者の員数は、常勤・非常勤、専従・兼務の勤務形態区分ごとに規程する必要がありますか。 | 常勤・非常勤、専従・兼務の勤務形態区分ごとに規程する必要があります。  なお、実際の従業者の体制が運営規程と異なっていたとしても、一時的なものであって、運営規程が基本的な体制を示している場合は、運営規程を変更する必要はありません。 |
| 5 | 指定更新時などで、勤務形態一覧表と運営規程の従業者の員数が異なっていても問題ないでしょうか。 | 勤務形態一覧表にある実際の従業者の員数と運営規程に規程する従業者の員数は必ずしも一致する必要はありませんが、異なっていることが恒常化しているのであれば、運営規程を変更し、変更届出書を提出してください。 |
| 6 | 運営規程に従業者の員数を法令で定める最低基準の員数で規程していましたが退職により、一時的にその員数を下回りました。この場合は、変更届出書の提出は必要ですか。 | 運営規程の変更がない場合は変更届出書の提出は不要ですが、人員欠如により、減算となる場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）を提出いてください。  なお、法令で規程された人員基準は、あくまで最低基準を定めたものであり、運営規程には適切なサービスを提供するために必要な職員体制を規程してください。 |